

地熱発電所における臭気測定値の結果 (広報はちじょう7月号掲載文)

東京都では、東京電力に対して「平成25年11月から平成26年4月までの半年間、継続的に測定を実施すること」を指示しました。この都の指示に基づく測定結果を広報はちじょう平成26年1月号から6月号により住民の皆さんに広く周知してきました（平成26年1月号に限り折込にて周知）。

今回、東京電力より平成26年4月の臭気指数を含む環境測定結果が報告されましたので、これまでの測定値の一覧を掲載します。（4月については、発電所は定期点検中のため発電していませんが、蒸気は出ている状況での測定です。）

また、一般環境への影響について、東京都（環境局環境改善部大気保全課、問い合わせ先：03-5388-3492）では以下のように評価をまとめましたので、報告します。

●臭気指数について

敷地境界①では、6回中1回、敷地境界②では6回中4回、敷地境界の基準を超過しました。

周辺住民宅では、平成25年12月に1地点、平成26年1月に2地点で発電所の敷地境界に適用される基準を超過しましたが、反復・継続して超過している事実は認められませんでした。

●有毒性のあるガスについて

【硫化水素】

一般環境に関する基準はありませんが、労働安全衛生上の作業環境管理濃度（1ppm）の定めがあります。

敷地境界及び周辺住民宅における測定値は、この濃度を大きく下回っていました。

【硫酸塩（三酸化硫黄を含む）】

一般環境に関する基準はありませんが、都条例の有害ガスの排出口の基準値（1mg/m³）の定めがあります。

敷地境界及び周辺住民宅における測定値は、この基準値を大きく下回っていました。

【二酸化硫黄】

一般環境に関する環境基準（1時間値が0.1ppm）が定められています。排出濃度基準や作業環境管理濃度は定められておりません。

敷地境界②における平成25年11月の測定値は0.11ppm、平成26年2月の測定値は0.32ppmで、環境基準を超過しました。これらの測定値は、東京都と内閣府が共同して設置した学識経験者等で構成される「三宅島火山ガスに関する検討会」報告書で提示された短期的影響についての二酸化硫黄濃度の目安と比較すると、感受性が高い人の健康への影響が考えられる濃度（0.2ppm）を超えることもありましたが、一般の人に対して注意を呼びかける必要がある濃度（2ppm）を大きく下回っていました。

また、敷地境界②は、公道に面した地点ではありますが、感受性の高い人が長時間とどまることは少ないと考えられますので、二酸化硫黄による影響は、今回の測定結果によれば少ないと考えられます。

なお、周辺住民宅では環境基準を大幅に下回っていました。

●今後の対応について

臭気指数については、公道に面する敷地境界においてたびたび基準を超過していること及び住民の皆さんのご意見を踏まえ、東京都は東京電力に対し、半年に1度、周辺住民宅を含め臭気指数の測定を実施すること及び測定結果を公表するよう行政指導します。